

条例（素案）に対するご意見の概要と市議会の考え方

お寄せいただいたご意見の概要と、それに対する市議会の考え方は、次のとおりです。

	記述箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
1	素案全体	<p>今回の改正は、法の改正に便乗した政務活動費のさらなる用途拡大を狙った提案にしか思えず、さらなる議員の優遇処置でないか。市民感覚からして、改訂案は納得がいくものではありません。</p> <p>そもそも、本条例が有ることに疑問を感じている。</p> <p>議員の主たる活動は、別表（第7条関係）にある事項であり、議員には、すでに活動に見合った十分な報酬が支払われており、報酬の2重支払いでないかと思えます。</p> <p>よって、本条例を撤廃する事を提案致します。</p> <p>また、本条例が有ることで、議員の不透明な経理処理が更に助長されているのではないかと思えます。</p>	<p>地方自治法改正にかかる国会の議論によれば、その他の活動にかかる経費とは、議員としての補助金の要望や陳情活動等のための旅費や交通費のほか議員として地域で行う市民相談や意見交換会等のための経費の一部として交付されるものであり、議員としての活動には含まない政党活動、選挙活動、後援会活動及び私人としての活動のための経費は対象とすることができないとされています。今回の改正は、地方自治法の改正に伴うものであり、同法の趣旨に沿った改正が必要と考えています。</p> <p>政務活動によって、より深い議論が可能となり、また陳情活動等によっても市勢の発展に寄与することが議員として最も重要なことと考えていることから、本条例の撤廃は考えていません。</p> <p>なお、新潟市議会では、現在もすべての支出において領収書等の写しの添付を義務付けており、透明性の確保に努めています。（注釈あり）</p>	なし
2	第1条 趣旨	<p>二元代表制の意義は、議会と市長（執行機関）を対等に置き、抑制と均衡を目的とした機関対立型の制度である。業務として専門的知識を有する執行部に対し、その違法性及び不当性を詰問して究明するには、広く深い高度な学識が必要である。</p> <p>故、調査研究を更に深く更に高度な研鑽を期待して第1条に次の項を追加することを提起する。 （提言条文）</p> <p>2 二元代表制議会の意義に基づき、日常行政の執行を監視批判し、「新潟市自治基本条例」に副った市民喚起機能の推進に努める。</p>	<p>本条例は、政務活動費の交付に関する事項を定めるものであることから、本条例にご指摘の内容を追加することは適当ではないと考えます。</p>	なし
3	第3条 交付額及び	<p>政務活動費が年間140万円～180万円は、あまりに多額ではないか。</p>	<p>政務活動費は、市議会議員として幅広い民意を行政に届け、また専門的見地からの幅広い知識を吸収することで議会審議の充実を図るための有用な制度であり、議員としての審議能力の向上や多種多様な市民意見をくみ取る上でも、必要なものと考えています。これをより有効に活用して、さらに質の高い審議を行っていくことが市勢の進展につながるものと考えています。</p>	なし
4	交付方法	<p>政務活動費の用途範囲が緩和される恐れを抱いています。今の用途基準が拡大され後退しないようお願いしたい。23年度の政務調査費の用途実績を見ますと人件費と広報費で約60%強になっているのに対して、研究研修、資料作成、資料購入費の合計が10%未満です。議会改革や議会権能の強化を図るには議員間討議の推進、政策形成や政策提言などの強化が必要です。その為には議員の資質の向上・研鑽が急務で、政策研究など将来に向けた投資が不可欠です。20年、30年先の市勢に責任の取れる議会運営、議会活動、議員活動を期待するものです。会派や政党のPR、選挙を意識したと思われる活動から、市勢の将来に向けた政策提言、執行部提案に対して修正提言力の向上など、受身の議会から攻めの議会に変貌していくことを期待したいと思います。</p> <p>（政務活動費の削減について）</p> <p>上記のような政務活動費の用途状況であれば、削減しても議会運営は大きく変わらないと思う。議会改革の議論の中で「議員が身を切る」、「議員定数削減」という意見も出ているようだが、その分仕事もしないのでは困る。政務活動費を半減すれば議員を約5名削減に匹敵することを提言したいと思えます。</p>		

	記述箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
5	第7条 政務活動費を充てることができる経費の範囲	<p>新潟市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（素案）7条2項では、政務活動費を別表で定める政務活動に関する経費に充てることができるとしている。</p> <p>しかし、政務活動費を調査研究以外の用途に使用し得るとの「改正」はすべきではない。理由は以下のとおりである。</p> <p>1 政務調査費の使用が乱脈であったこと 従来、各地自治体における政務調査費の使用は極めて乱脈であった。その結果、各地の裁判所において支出が違法であるとの判決が続出してきているところである。 政務活動費の使途が拡大されることにより、違法不当な支出の隠れ蓑が増えることになる。</p> <p>2 市議には既に十分な報酬が支払われていること 新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する法律によると、通常議員が年に受け取る報酬は期末手当を含めて1014万7620円である。その他議員らは付属機関の委員等を務めることにより別途報酬等を得ているし、多くの議員は別途本来の職を持ち収入を得ているものである。県民1人当たりの平均所得が300万円を切り、新潟市も財政難である状況において、ほとんどフリーパスで使うことができる政務活動費をさらに支出する必要性はない。</p> <p>3 要請・陳情活動は地方自治法上議員の職務とは認められない それにも関わらず要請・陳情活動のために政務活動費の支出をなしうことは違法不当である。</p>	<p>政務活動費は、地方自治法に基づく制度であり、改正後の同法第100条第14項では、その「交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲」について条例で定めることとされています。今回の改正は、地方自治法の改正に伴うものであることから、同法の趣旨に沿った改正が必要と考えています。</p> <p>なお、新潟市議会では、従来からすべての支出について領収書等の写しの添付を義務付けており、かつ、政務活動費収支報告書及び領収書等の写しの閲覧も可能とするなど、適正な支出及び透明性確保の取り組みを行っています。（注釈あり）</p>	なし
6		<p>改正条例案第7条は、改正すべきではなく、現行条例第7条と同内容のものとすべきである。（修文内容）</p> <p>第7条 政務活動費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、別に定める使途基準に従って政務活動費を使用するものとし、市政に関する調査研究のための経費以外のものに使用してはならない。（修正の理由）</p> <p>1 政務調査費の使用が乱脈であったこと 従来、各地自治体における政務調査費の使用は乱脈であり、各地の裁判所において支出が違法であるとの判決が続出してきている。新潟県議会議員についても2012年8月20日、約100万円の支出が違法であるとの判決が言い渡されている。 このような状況の中、政務活動費の使途が拡大されることによって、「違法不当な支出の隠れ蓑」が増えることになる。</p> <p>2 市議には既に十分な報酬が支払われていること 新潟市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する法律によると、通常議員が年に受け取る報酬は期末手当を含めて1014万7620円である。その他議員らは付属機関の委員等を務めることにより別途報酬等を得ているし、多くの議員は別途本来の職を持ち収入を得ている。県民1人当たりの平均所得が300万円を割り、新潟市も財政難である状況において、事実上フリーパスで使用できる政務活動費をさらに支出する必要性はない。</p> <p>3 要請・陳情活動は地方自治法上議員の職務とは認められない それにも関わらず要請・陳情活動のために政務活動費の支出をなしうるとすることは違法不当である。</p>		
7		経費の範囲を細かく規定した事はよい。	経費の範囲をより明確に規定することで、今後とも適正な支出を確保していきます。（注釈あり）	なし

	記述箇所	ご意見の概要	市議会の考え方	修正
8	第7条 政務活動費 を充てるこ とができる 経費の範囲	<p>議員交付分についての人件費は使途項目から除外すべきである。</p> <p>1 議員交付分の人件費は本当に必要か疑問です 約3割の議員は人件費を全く使っていない状況もある中で、常用の人件費を使うほどの事務量があるとは思えない。今の議員の仕事量からすると自己処理できるのではないか。多少の事務量であれば会派の事務に集約すべきで、人件費は会派事務所だけに制限すべきです。</p> <p>2 23年度の議員交付分で人件費を計上している議員は議員全体の約7割で、使用していない議員も多いことから、なくても十分活動が来ています。 また、議員交付分の総額の6割を超えるウエートで人件費を費やしている議員もいるが市民の視点からすると疑問です。</p>	<p>議員の活動は多岐にわたり、その活動形態も個々の議員により異なります。議員によっては、事務所を設置して、そこを拠点として政務調査活動や議員活動を行う議員もあり、それを補助する職員を必要とする議員もおります。政務活動費は政務調査活動等のための経費の一部として支出することができるものであり、それを補助する職員等にかかる人件費の必要性は個々の議員の判断に委ねられるべきものと考えています。</p>	なし
9	第12条 透明性の確 保	<p>「収支報告書について必要に応じて調査を行う等」となっているが、「必要に応じて」は実質的に調査を行わないこととなるのではないか。このため、「収支報告書について調査を行う等」と改めるべきである。</p>	<p>新潟市議会では、支出の透明性を確保するため、現在もすべての支出に領収書等の写しの添付を義務付けており、かつ収支報告書や領収書等の写しの閲覧を可能としていることから、適正な支出、透明性の確保は図られているものと考えています。本規定は、それ以上の対応の必要性が生じた場合に調査を行うことを規定するものです。</p>	なし
10		<p>「必要に応じて調査を行なう等、」を「調査を行ない、」に訂正する。 (理由) 収支報告書の調査を議長の仕事に入れる。</p>		
11		<p>「議長は～収支報告書について必要に応じて調査を行う」とあるが、必要に応じてとは何を意味するのか曖昧である。通常の水通念として会計監査が常識である。したがって全ての収支報告書の監査する仕組みを構築して透明性、妥当性を担保すべきです。 「議長は～全ての収支報告書を審査する」とすべきです。</p>		
12		<p>「議長は～使途の透明性の確保に努めるものとする」とあるが、この文言からすると、議長の努力義務と取れる。 議長の責務規定として「～使途の透明性を確保しなければならない」とすべきです。</p>		

(注釈) 項目1, 5, 6及び7については、今回の改正は「政務調査費」から「政務活動費」への名称変更のみにとどめ、「その他の活動」に何を含めるかは、今後十分時間をかけて市民の意見を聞くなどして決定すべきとの意見もありました。